

定例会議会議録

開催日時	令和5年8月23日（水）午前10時00分～午後0時30分	
開催場所	特別会議室、公安委員会室	
区分	『全体会議』議題・要旨	主管部
【報告事項】	<p>1 災害対策基本法施行令等の改正に伴う緊急通行車両関係事務の変更について</p> <p>災害対策基本法に基づき、都道府県公安委員会は、大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、「緊急交通路」を指定し、緊急通行車両等以外の通行を禁止することができることとなっている。</p> <p>緊急交通路を通行できるのは、パトカーや消防車、救急車等の緊急自動車のほか、指定行政機関等が保有し、又は指定行政機関等との契約等により応急復旧等災害応急対策に使用するため、公安委員会から「緊急通行車両確認標章」の交付を受けた車両である。</p> <p>確認標章の交付を受けるための手続は、改正前は、指定行政機関等があらかじめ緊急通行車両として事前に届出をした上、届出済証の交付を受け、実際に災害等が発生した後に改めて警察署等の窓口において確認標章の交付を申請し、受け取る必要があったが、今回関係法令等の改正により、新たに確認申出制度を新設し、災害発生前における確認標章の事前交付を可能としたものであり、災害発生後における確認標章交付事務手続の軽減と交付手続窓口における混雑緩和が図られ、円滑かつ迅速な対応が可能となると考えている。</p> <p>今後は、災害発生前における緊急通行車両の確認等にかかる公安委員会専決規程を改正するとともに関連する本部長通達を改正することとしており、また、現在県内では、現行の規定に基づく緊急通行車両事前届出済証約1万4,000台を交付しており、改正法令施行後に一斉に新制度に基づく確認申出が行われることが予想されることから、警察署等の窓口業務の混乱を避けるため、交通規制課においてあらかじめ指定行政機関等に連絡し、日にちを指定した上、県免許センターや各サブセンターに臨時の窓口を設置し事務手続を行うなど、新制度への円滑な移行を行うこととする。</p> <p>委員：ライフラインの復旧等に当たる車両への許可基準などはあるのか。</p> <p>交通部長：応急対策で必要な物資を運ぶ場合など、各行政機関等との委託契約をしていることが前提であり、要件を満たせば標章を交付することとしている。</p>	交通部

区分	『個別審議等会議』	
【決裁事項】	<p>1 宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程の一部改正について</p> <p>2 宮城県公安委員会公印規程の一部改正について</p> <p>3 苦情の受理について</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>

【報告事項】	4 苦情の調査結果及び通知案について	総務課
	5 鉄砲所持許可申請の不許可について	生活安全企画課
	6 警察職員等の援助要求に対する同意について	警備課
	7 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運転免許課
	1 警察に対する苦情について（令和5年7月末現在）	広報相談課
	2 7月中におけるストーカー規制法に基づく禁止命令の実施結果について	県民安全対策課
	3 交通規制の意思決定について（令和5年8月分）	交通規制課
	4 道路交通法違反（飲酒検知拒否罪）被疑事件に係る誤認逮捕の発生について	交通指導課
	5 公安条例許可申請について（令和5年7月分）	警備課
	6 小型無人機等の飛行に関する通報について（令和5年7月分）	警備課